

指定訪問看護（介護予防訪問看護） 重要事項説明書

あなた（又はあなたの家族）が利用しようと考えている訪問看護（介護予防訪問看護）について、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を、説明いたします。

わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問してください。

この「重要事項説明書」は「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 37 号）」 第 8 条の規定に基づき、指定訪問看護サービス提供契約締結に際して、ご注意いただきたいことを説明するものです。

1. 指定訪問看護（介護予防訪問看護）サービスを提供する事業者について

事業者名称	北電産業株式会社
代表者氏名	代表取締役 長 高英
本社所在地	富山県富山市牛島町 13 番 15 号 電話 076-432-4274 FAX 076-432-5208
法人設立年月日	昭和 49 年 6 月 1 日

2. 利用者に対してのサービス提供を実施する事業所について

(1) 事業者の所在地

事業所名称	ふくし百選 看護サービス 金沢
介護保険指定 事業者番号	金沢市指定 1760190957
事業所所在地	石川県金沢市窪七丁目 271 番地
連絡先	電話 076-287-3578 FAX 076-287-3986
相談担当者名	担当:石山 泉

(2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	指定訪問看護（介護予防訪問看護）事業の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理規定に基づき、円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思・人格を尊重し、要介護状態（介護予防にあっては要支援状態）の利用者の立場に立った適切な指定訪問看護（介護予防訪問看護）の提供を目的といたします。
運営方針 （指定訪問看護）	1. 利用者が要介護状態となった場合において、可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮して、その療養生活を支援し、心身機能回復を図ります。 2. 要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、療養上の目標を設定し、計画的に行います。 3. 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。

運営方針 (指定訪問看護)	4. 利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めます。 5. 指定訪問看護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行います。
運営方針 (介護予防訪問看護)	1. 利用者が要支援状態となった場合において、可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮して、その療養生活を支援し、心身機能回復を図ります。 2. 介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行います。 3. 利用者の心身機能、環境状況等を把握し、介護保険以外の代替サービスを利用する等効率性・柔軟性を考慮した上で、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。 4. 利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めます。 5. 介護予防訪問看護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行います。

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜日から土曜日 但し、年末年始(12/29, 30, 31, 1/1, 2, 3)及び国民の休日は除く。
営業時間	午前 8 時 40 分から午後 17 時 20 分 (休憩 12 時から 13 時) 上記の営業日、営業時間のほか、電話等により 24 時間常時連絡が可能な体制とする。

(4) 事務所の職員体制

管理者	役職 副課長 氏名 石山 泉	常勤 0.5 名
	1. 主治医の指示に基づき適切な指定訪問看護(介護予防訪問看護)が行われるよう必要な管理を行います。 2. 指定訪問看護計画書及び指定訪問看護報告書(介護予防訪問看護計画及び介護予防訪問看護報告書)の作成に関し、必要な指導及び管理を行います。	
看護職員	1. 指定訪問看護(介護予防訪問看護)の提供開始に際し、主治医から文書による指示を受けると共に主治医に対して指定訪問看護計画書及び指定訪問看護報告書(介護予防訪問看護計画書及び介護予防訪問看護報告書)を提出し、主治医との密接な連携を図ります。	常勤 3.5 名

看護職員	2. 主治医の指示に基づき指定訪問看護計画書（介護予防訪問看護計画書）の作成を行うと共に利用者への説明を行い同意を得ます。 3. 利用者又はその家族へ指定訪問看護計画（介護予防訪問看護計画）を交付します。 4. 指定訪問看護（介護予防訪問看護）の実施状況の把握及び指定訪問看護計画（介護予防訪問看護計画）の変更を行います。 5. 利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行います。 6. 常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行います。 7. サービス担当者会議への出席等により、介護支援事業者（介護予防支援事業者）と連携を図ります。 8. 指定訪問看護計画に基づき、指定訪問看護（介護予防訪問看護）のサービスを提供します。 9. 訪問日、提供した看護内容等を記載した指定訪問看護（介護予防訪問看護）報告書を作成します。	
------	--	--

3. 提供するサービスの内容について

(1) 提供するサービスの内容

指定訪問看護 (介護予防訪問看護) 計画の作成	主治医の指示並びに利用者に係わる居宅看護支援事業者(介護予防支援事業者)が作成した居宅サービス計画(介護予防サービス計画)に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた訪問看護計画（介護予防訪問看護計画）を作成します。
指定訪問看護 (介護予防訪問看護) の提供	・病状・障害の観察 ・清拭・洗髪等による清潔の保持 ・褥瘡の予防・処置 ・食事・排泄等日常生活の援助 ・カテーテル等の管理 ・リハビリテーション ・療養生活や介護方法の指導 ・ターミナルケア ・認知症患者の看護 ・その他医師の指示による医療処置

(2) 看護職員の禁止行為

- ・利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類等の預かり
- ・利用者又は家族の金銭、物品、飲食の授受

- ・利用者の同居家族に対するサービス提供
- ・身体拘束その他利用者の行動を制限する行為(利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く)
- ・その他利用者又は家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

4. 利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)その他の費用の請求及び支払い方法について

利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)、その他の費用の請求方法等	・利用料利用者負担額(介護保険を適用する場合)及びその他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。 ・上記に係わる請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月 10 日までに看護師がお届けします。 ・利用明細をご確認のうえ、請求月の末日までに、下記のいずれかの方法によりお支払い下さい。 (a) 事業者指定口座への振込み (b) 利用者指定口座からの自動振替 (c) 現金支払い ・お支払いの確認をしましたら、支払い方法によらず、領収書をお渡ししますので、必ず保管されますようお願いいたします。(医療費控除の還付請求の際に必要となることがあります。)
--------------------------------------	---

5. 該当する看護職員の変更をご希望される場合の相談窓口について

相談担当者氏名	石山 泉
連絡先	電話番号：076-287-3578 FAX 番号：076-287-3986
受付日及び受付時間	月曜日～土曜日 午前 8 時 40 分～午後 5 時 20 分

但し、年末年始(12/29, 30, 31, 1/1, 2, 3) 国民の休日は除く

6. サービスの提供にあたって

- (1) サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容(被保険者資格、要介護認定(要支援認定)の有無及び要介護認定(要支援認定)の有効期間)を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業所にお知らせ下さい。
- (2) 利用者が要介護認定(要支援認定)を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに該当申請が行われるよう必要な援助を行います。また、居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって、必要と認められる時は、要介護認定(要支援認定)の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定(要支援認定)の有効期間が終了する 30 日前に行われるように必要な援助を行うものとします。
- (3) 主治医の指示並びに利用者に係る居宅介護支援事業者が作成する「居宅サービス計画(介護予防サービス計画)ケアプラン」に基づき、利用者及び家族の意思を踏まえて「指定訪問看護(介護予防訪問看護)計画」を作成します。なお、作成した「指定訪問看護(介護予防訪問看護)計画」を作成します。

看護)計画」は、利用者又は家族にその内容を説明いたしますので、ご確認いただくようお願いいたします。

(4) サービス提供は「指定訪問看護(介護予防訪問看護)計画」に基づいて行います。

なお、「指定訪問看護(介護予防訪問看護)計画」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます。

(5) 訪問看護に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業者が行いますが、実際の提供にあたっては、利用者の心身の状況や意向に十分な配慮を行います。

(6) 予定していた訪問看護職員が訪問できなくなった場合の対応手順

- ・訪問看護職員が体調を崩し、担当職員が難しい場合は、できる限り担当サービスの前日のケア確認までに管理者に報告する。

- ・訪問看護員より報告を受けた管理者は、体調の悪い訪問看護員に休むよう指示し、直ちに他の訪問看護員に連絡して交代できる訪問看護職員を手配する。

- ・訪問看護員の交代要員が手配できない場合は、管理者自らがサービスを提供する。

- ・管理者は、利用者に担当訪問看護職員が訪問できない旨を伝え、代わりに訪問看護員の氏名を伝え了解を得る。

7. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者 石山 泉
-------------	----------

(2) 成年後見制度の利用を支援します。

(3) 苦情解決体制を整備しています。

(4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施します。

(5) 介護相談員を受け入れます。

(6) サービス提供中に、該当事業所従業者又は擁護者(利用者の家族等高齢者を現に擁護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

8. 秘密の保持と個人情報の保護について

利用者及びその家族に関する秘密の保持について	・事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適正な取扱いに努めるものとします。 ・事業者及び事業者の使用する者(以下「従事者」という。)は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。
------------------------	--

利用者及びその家族に関する秘密の保持について	また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。 事業者は、従事者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従事者である期間及び従事者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨に従事者との雇用契約の内容とします。
個人情報の保護について	- 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。 また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。 - 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物(紙・電磁的記録含む)については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。 - 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加 または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、訂正等を行います。

9. 緊急時の対応方法について

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

10. 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定訪問看護により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

なお、事業者は下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	社団法人 全国訪問看護事業協会
保険名	訪問看護事業者 総合補償制度
保障の概要	ステーション賠償責任保険, 管理者・職員傷害保険, 管理者・職員感染症見舞金補償

1 1. 身分証携行義務

訪問看護員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

1 2. 心身の状況の把握

指定訪問看護（介護予防訪問看護）の提供に当たっては、居宅介護支援事業者（介護予防支援事業者）が開催するサービス担当者会議等を通じて利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

1 3. 居宅介護支援事業者（介護予防支援事業者）等の連携

- ・指定訪問看護（介護予防訪問看護）の提供に当たり、居宅介護支援事業者（介護予防支援事業者）及び保健医療サービスまたは福祉サービスの提供と密接な連携に努めます。
- ・サービス提供の開始に際し、この重要事項説明に基づき作成する「指定訪問看護（介護予防訪問看護）計画」の写しを、利用者の同意を得た上で居宅介護支援事業者（介護予防支援事業者）に速やかに送付します。
- ・サービスの内容が変更された場合またはサービス提供契約が終了した場合は、その内容を記した書面またはその写しを速やかに居宅介護支援事業者（介護予防支援事業者）に送付します。

1 4. サービス提供の記録

- ・指定訪問看護（介護予防訪問看護）の実施ごとに、そのサービスの提供日、内容及び利用終了時に利用者の確認を受けることとします。
- ・指定訪問看護（介護予防訪問看護）の実施ごとに、サービス提供の記録を行うこととし、その記録はサービス完結の日から5年間保存いたします。
- ・利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。
- ・提供した指定訪問看護（介護予防訪問看護）に関し、利用者の健康手帳の医療の記録に係る頁に必要な事項を記載します。

1 5. 衛生管理等

- ・看護職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- ・指定訪問看護事業所（介護予防訪問看護事業所）の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

1 6. 指定訪問看護サービス（介護予防訪問看護サービス）内容の見積りについて

このサービス内容の見積りは、あなたの居宅サービス（介護予防サービス）計画に沿って、事前にお伺いした日常生活の状況や利用の意向に基づき作成したものです。

- (1) 指定訪問看護（介護予防訪問看護）計画を作成する者 氏名（ 担当看護師 ）
- (2) 提供予定の指定訪問看護（介護予防訪問看護）の内容と利用料、利用者負担額

(介護保険を適用する場合)

曜日	訪問時間帯	サービス内容	介護保険 適用の有無	利用料	利用者負担額
月					
火					
水					
木					
金					
土					
1 週当りの利用料、利用者負担額(見積り)合計額					

(3) その他の費用

事業の実施地域を越えて行う事業に要する交通費は、その実費を徴収します。

なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額とします。

交通費の有無	(1) 事業所から片道 30 キロメートル未満	500 円
	(2) 事業所から片道 30 キロメートル以上	1,000 円
キャンセル料	別紙料金表のとおりです。	
エンゼルケア	12,000 円	

(4) 1 か月当りのお支払い額(利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)とその他費用の合計)の目安

お支払い額の目安	
----------	--

※ ここに記載した金額は、この見積りによる概算のものです。実際のお支払いは、サービス内容の組み合わせ、ご利用状況などにより変動します。

なお、サービス内容の見積りについては、確認ができれば、別途利用料金表の活用も可能です。

※ この見積りの有効期限は、説明の日から 1 ヶ月以内とします。

17. サービス提供に関する相談、苦情について

(1) 苦情処理の体制及び手順

ア. 提供した指定訪問看護(介護予防訪問看護)に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。

イ. 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。

a. 円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制・手順

- ・ 苦情又は相談があった場合は、利用者の状況を詳細に把握するため必要に応じ訪問を実施し、状況の聞き取りや事情の確認を行います。
- ・ 特に事業者に関する苦情である場合には、利用者の立場を考慮しながら、事業者側の責任者に事実関係の特定を慎重に行います。
- ・ 相談担当者は、把握した状況について検討を行い、時下の対応を決定します。
- ・ 対応内容に基づき、必要に応じて関係者への連絡調整を行うとともに、利用者へ必ず

対応方法を含めた結果報告を行います。(時間を要する内容もその旨を翌日までには連絡します。)

(2) 苦情申立の窓口

事業者の窓口 ふくし百選 看護サービス金沢	所在地 石川県金沢市窪七丁目 271 番地 電話番号：076-287-3578 FAX 番号：076-287-3986 受付時間 月～金曜日 午前 8 時 40 分～午後 5 時 20 分
市町村の窓口 金沢市介護保険課	所在地 石川県金沢市広坂 1-1-1 電話番号：076-220-2264 FAX 番号：076-220-2559 受付時間 月～金曜日 午前 9 時～午後 5 時
公的団体の窓口 石川県国民健康保険団体連合会 介護サービス苦情 110 番	所在地 石川県幸町 12 番 1 号 電話番号：076-231-1110 FAX 番号：076-231-1601 受付時間 月～金曜日 午前 9 時～午後 5 時
公的団体の窓口 石川県福祉サービス運営適正化委員会	所在地 石川県金沢市本多町 3 丁目 1 番 10 号 石川県社会福祉会館 2 階 電話番号：076-234-2556 FAX 番号：076-234-2558 受付時間 月～金曜日 午前 9 時～午後 5 時

18. 暴力団員の排除

指定訪問看護（医療保険） 事業を行う役員および訪問看護業務の管理者・従業者などは金沢市暴力団排除条例に沿って暴力団員を排除し、利用者の安全安心を確保いたします。

19. 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	令和 年 月 日
-----------------	----------

上記内容について、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 37 号）第 8 条の規定に基づき、利用者に説明を行いました。

事業者	所在地	石川県金沢市窪七丁目 271 番地
	法人名	北電産業株式会社 石川支店
	代表者名	福祉事業部部長 山田 浩一 印
	事業所名	ふくし百選 看護サービス 金沢
	説明者氏名	石山 泉 印

上記内容の説明を事業者から確かに受けました。

利用者	住所	
	氏名	印

代理人	住所	
	氏名	印

別紙 料金表(介護保険)

1. 基本料金

単位：円

サービス提供時間帯		単位数	基本料金	利用者負担額		
				1割負担	2割負担	3割負担
20分未満	介護	314	3,205	321	641	962
	予防	303	3,093	310	619	928
30分未満	介護	471	4,808	481	962	1,443
	予防	451	4,604	461	921	1,382
30分以上1時間未満	介護	823	8,402	841	1,681	2,521
	予防	794	8,106	811	1,622	2,432
1時間以上	介護	1,128	11,516	1,152	2,304	3,455
	予防	1,090	11,128	1,113	2,226	3,339
平常の時間帯以外でサービスを提供する場合は、次の割合で割増されます。		早朝（6時から8時）		25%加算		
		夜間（18時から22時）		25%加算		
		深夜（22時から6時）		30%加算		

2. 各種加算料金

・病状や訪問の状況又は、ご希望により契約された場合には、下記の料金が加算されます

加算項目	料金	利用者負担額			算定回数等
		1割負担	2割負担	3割負担	
退院時共同指導加算	6,126	613	1,226	1,838	退院または退院後の初回
初回加算（Ⅰ）	3,573	358	715	1,072	退院日初回訪問
初回加算（Ⅱ）	3,063	307	613	919	退院日翌日以降初回訪問
緊急時訪問看護加算 *	5,860	586	1,172	1,758	1月に1回
特別管理加算（Ⅰ）	5,105	511	1,021	1,532	1月に1回
特別管理加算（Ⅱ）	2,552	256	511	766	1月に1回
ターミナルケア加算	25,525	2,553	5,105	7,658	死亡月に1回
複数名訪問看護加算	2,593	260	519	778	1回あたり30分未満
	4,104	411	821	1,232	1回あたり30分以上
長時間訪問看護加算	3,063	307	613	919	1回あたり
中山間地域等に居住する方へのサービス提供加算	所定単位数の5/100	左記の1割	左記の2割	左記の3割	1回あたり

* お電話でご連絡いただいた場合に常時対応できるよう、24時間連絡体制をとっております。そのため、計画的に訪問することとなっていない緊急時訪問や電話相談を必要に応じて行うことになった場合に、加算いたします。

・ステーションの体制による加算

加算項目	料金	利用者負担額※			算定回数等
		1割負担	2割負担	3割負担	
サービス提供体制強化加算	30	3	6	9	1回あたり

※料金の計算過程における端数処理により、実際の請求金額と若干異なる場合があります。

3. その他の費用について

(税別)

項目	内容						
①交通費	利用者の居宅が、通常の事業の実施地域以外の場合は、交通費の実費を請求いたします。なお、自動車を使用した場合は別途請求させていただきます。 (1) 事業所から片道30キロメートル未満 500円 (2) 事業所から片道30キロメートル以上 1,000円						
②キャンセル料	サービスの利用をキャンセルされる場合、キャンセル料を請求する場合があります。（病状の急変や急な入院等の場合を除きます。） <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>24時間前までのご連絡の場合</td><td>キャンセル料不要</td></tr> <tr> <td>12時間前までのご連絡の場合</td><td>1提供あたりの料金の20%</td></tr> <tr> <td>12時間前までにご連絡が無い場合</td><td>1提供あたりの料金の50%</td></tr> </table>	24時間前までのご連絡の場合	キャンセル料不要	12時間前までのご連絡の場合	1提供あたりの料金の20%	12時間前までにご連絡が無い場合	1提供あたりの料金の50%
24時間前までのご連絡の場合	キャンセル料不要						
12時間前までのご連絡の場合	1提供あたりの料金の20%						
12時間前までにご連絡が無い場合	1提供あたりの料金の50%						
③エンゼルケア	亡くなられた後、お体をきれいにさせていただきます。 12,000円						
④オプション	外出支援、通院介助、その他保険外対応 1時間につき 8,000円						